

平成31年度

事業計画

社会福祉法人 愛泉会

精明学園

運 営 方 針

1、目 標

利用者の人間としての尊厳を守ると共に、人権を守る事を責務として、障がいのある人達が豊かな人生を自己実現できる、質の高い支援を行うことを目的とする。

また、地域福祉の拠点として、支援を必要とする人に対して（施設入所支援・生活介護・タイムケア・ショートステイ・グループホーム等）様々な生活形態を提供すると共に、利用者やご家族のニーズに対応できるように努めていく。

2、基本方針

- (1) 利用者個人の尊厳を守ることが徹底し、人権侵害に注意していく。
- (2) 心身共に健康で安心した生活が送れるように可能な限りサポートをしていく。
- (3) 利用者一人一人が、生き甲斐のある生活が送れるように支援していく。
(目標・生き甲斐)
- (4) 施設内外の環境の整備に努め、清潔で安全な生活環境を提供していく。
(施設の整備：安全・整理・整頓・清潔・清掃)
- (5) 地域の関係機関との連携を密にし、地域の福祉支援の拠点としての役割をはたす。
- (6) 職員間の協力体制を強化すると共に、職員の資質向上のために研修会等に積極的に参加し、組織の活性化を図っていく。

3、重点目標

- ①基本的なことをおろそかにせず今出来ることを確実に実行できる支援をしていく。
- ②障がい福祉サービス利用者のひとつの生活の場・日中活動の場と捉え、その人らしく充実した人生を送れるような支援の提供していく。
- ③施設利用者の高齢化が進むなか、心身の諸機能や体力の維持発展に協力し、健康的で活動的な生活を支援する。
- ④利用者が安全に生活できる用に環境の整備を行っていく。

- ⑤インフルエンザ等の感染症や肺炎に対して、早期に発見を出来るように、利用者の健康状態に注意していく。
- ⑥利用者やご家族のニーズの聞き取り方法を考え、個別支援計画に反映させると共に、希望に即した支援が行えるように職員全員で努力していく。
- ⑦職員は各職域の役割を理解し、チームとして統一した支援体制を強化する
- ⑧虐待防止及び人権侵害の勉強会を開催し、職員への周知を図っていく。
- ⑨PDCA サイクルの浸透を図り、支援方法の改善を進めていく。
- ⑩利用者やご家族等との関係を重視し、コミュニケーションを図ることにより相互の理解を深めていく。

4、事業内容

(1) 施設入所支援

- ・ほとんどの方が昼間も当園の生活介護を利用されており、昼夜同じ施設で支援を行えるメリットを生かした支援方法を構築して行く。
- ・利用者の高齢化が進む中、利用者個々の状態に即した支援及び介助を行う。
- ・今まで入所更生施設として築き上げてきた利用者や保護者との信頼関係を大切にしていける。

(2) 生活介護

- ・施設入所支援の利用者は、同じ園内での生活ではあるが、夜間と日中の区別が付けられるように工夫をしていく。
- ・家庭やグループホームより通所にて利用される方もおられ、家庭や他事業者との連携を強めながら支援を行っていく。
- ・日中の活動は、さくら（作業）グループ、あじさいグループ、すずらんグループの3グループを設け、利用者の希望や状態を勘案して活動に参加して頂く。

(3) ショートステイ（指定短期入所事業）

- ・本人のニーズのみならず、ご家族の急なニーズにも対応出来るように、行政との連携、他事業者との連絡調整を定期的に行っていく。使い勝手の良い柔軟で質の高いサービスを提供していく。

(4) 共同生活援助事業

現在は利用者 12 名が過ごされている。他のサービスでは実施できない、地域の支援の利用も視野に入れながら、利用者が望む支援の実現に努力していく。

(5) タイムケア事業

ショートステイと同様に、在宅の障がい児・者とその家族をサポートする事業であり、地域福祉の向上を図るためには重要な事業である。利用者の希望を出来るだけ受け入れながら、積極的に取り組んでいく。

(6) 相談支援事業

- ・利用者又は障がい児、保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努める。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように努める。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、提供される障がい福祉サービス等が特定の障がい福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立を心掛けて支援していく。
- ・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。
- ・地域自立支援協議会、基幹相談支援センターと協働し、地域のニーズに応える相談支援を展開していく。

5、支援体制

- ① 苦情解決体制の定期的な見直しと、有効的な運営。
- ② サービス内容についての自己点検・第三者評価。
- ③ 施設の管理
 - ・防火管理者を中心に防災に備えた体制を整備する。
 - ・防火体制の整理と関係機関のとの協力体制の確立。
- ④ 職員体制
 - ・組織表に明示する職員体制をしく。
 - ・各部門それぞれの業務が円滑に行われるような協力体制の確立。
 - ・全職員対象の職員会議（最終決議会）を開催し、問題の検討・解決・意志疎通を徹底する。

- ・主任会・支援スタッフ会議・グループ会議・各委員会等を随時開催し調整を図る。
- ・行事や直面した課題について、必要に応じて係り会等を行う。
- ・職員の資質向上のための研修
 - a 適時、事例研究を行う。
 - b 他施設での研修を行う。
 - c 講師等を招いて、研修を行う。
 - d 関係機関や関係団体等の主催する研修会・セミナー等への参加。

6、利用者の参加

- ・利用者への徹底した情報提供・伝達に努力をし、行事の計画等に参加してもらう。
- ・自治会の発展への協力。

7、保護者との協力関係の強化

- ・保護者の立場としての助言や協力が得られるよう、相互的な情報を提供し連携を深める。
- ・利用者の気持ちを理解してもらえるように、協力してもらう。

8、地域社会へのアプローチ

- ・地域の方と積極的にふれあう機会を設け、知的障がい者に対する理解と利用者一人ひとりの理解を深めてもらうようにする。
- ・地域における施設使用のニーズを開拓し、その対応するサービスを創造していく。
- ・ボランティアの積極的な受け入れと育成を行う。
- ・施設として地域へのボランティア活動を行う。

平成31年度 支 援 計 画

施設入所支援

1、事業方針

利用者の能力、置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障がい福祉サービスの目標等利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者が健康で快適な生活を維持し、充実した生活が送れるよう支援していく。

利用者が生活の場利用されている中で、利用者の障がいの程度・特性に配慮のうえ、日常生活全般における良い習慣を確立するとともに、地域社会への適応性や社会生活力を高めることを目標として、あらゆる機会を通じての支援を行う。また、レクリエーション及び文化活動等の余暇活動を楽しみ、自分らしい生活が送れるように支援する。

2、事業内容

- ・提供された情報をもとに利用者が生活形態を選択し、利用者の希望に出来る限り沿った生活が提供出来るような環境整備に努める。
- ・地域サービスの一翼を担うサービス提供機関として、利用者個人に視点を合わせ利用者のありのままの姿を尊重し、本人の希望に沿った生活が出来るよう支援する。
- ・職員は利用者の自己決定を支えられるような施設内外の環境を作り、楽しく健康的な生活が出来るよう支援していく。
- ・利用者が高齢化してきており、幅広く一人一人の人生を援助するために余暇活動の提供や支援等、豊かな老後に繋がるような体験・経験の機会を提供していく。

3、計 画

- ・居住の場の提供を行う
- ・入浴、排せつ、食事、着替え等の介助を行う
- ・食事の提供：一日3食とおやつを提供する
- ・利用者への出来る限りの説明のもと、理解して頂いた上で、眼科・歯科・耳鼻科・レントゲン撮影・成人病検診を行う。定期的に内科・精神科検診を行う。
- ・検診結果に異常あった場合は、医師の指示のもと追加検査を実施する。

生 活 介 護

1、事業方針

利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者の特性、能力等を勘案し利用者個々に合わせて日中活動を支援する。日中活動参加への意識付けや意欲を養成し、利用者が働く喜びや生きる喜び等を実感できるように支援する。また、利用者の意思を尊重し、権利擁護の面からも利用者の意思決定支援に基づいた支援を提供していく。

2、事業内容

- ・ 日中活動を通じて、持続力・集中力・協調性・責任感・主体性及び社会性を高めると共に、自信や自主性を引き出すことを目標とする。
- ・ 利用者の心身の状況を把握し、その方にあった活動内容を提供していく。
- ・ 日常生活に必要な食事・入浴・健康管理などの支援を提供していく。
- ・ 地域生活への自立を目標に地区行事への参加の機会を提供していく。

3、計 画

・ 個別支援計画について

利用者ひとり一人に合った個別支援計画を作成すると共に、学園の事業計画に基づいた支援を行う。個別支援計画はご本人・ご家族・関係機関と共に定期的に見直し、必要なサービスを提供する。

・ 日中活動の編成について

日中活動については、利用者の希望・能力・可能性・課題等を考慮し、限りなく個々が自分らしく取り組むことが出来る活動を補償していく。又当施設の強みとして、グループ編成においては利用者のニーズに沿えるよう編成を行い、現在行われている取り組みについては目的を明確にし、利用者の意思決定支援に繋がるようにする。

・ 家庭との連携について

毎日の生活が本人の思いや状態に沿って提供出来るように、連絡を密に取り合う。個別支援計画を周知し理解して貰うように努め、協力が得られるようにしていく。

4、日中活動の編成

○さくら（作業）グループ

活動方針

- ・利用者ができるだけ主体となって参加出来るように支援を行う。
- ・利用者の高齢化に伴い、体調等に配慮し、個別対応を中心とした活動を提供していく。
- ・作業に参加することで、個人個人の生き甲斐や社会参加に繋げていく。
- ・ハード、ソフトともに利用者が快適に参加し取り組めるよう環境に配慮する。また、利用者にとってより魅力的なもの、また意欲につなげるよう工賃アップを目指し作業効率を上げる。
- ・利用者の希望に応じて園外実習を行うことにより、生活経験の幅を広げていく。
- ・園外実習を通じて社会との交流を図り、更に地域生活に繋げていくことに努める。
- ・毎月の作業工賃の支払を前年度の実績状況をもとにお支払いする。

活動内容

- * 受注作業（地域企業により受託した軽作業を行います）
 - ・自動車部品のマジック付け
 - ・紙器作業（包装等）
 - ・袋折り作業（衛生用品の梱包等）
- * リサイクル作業
 - ・地域に呼びかけを行い、各拠点より回収したアルミ缶等を洗浄、圧縮し廃棄物業者に搬入することで利益を得ます。
- * 園外実習 地域企業、店舗との契約で主に環境整備を請け負います。
 - ・産廃処理工場での軽作業
 - ・工場、飲食店敷地内等での環境整備
- * 園外就労
 - ・高齢者施設での清掃業務
 - ・JA での清掃業務

○あじさいグループ

活動方針

- ・日中活動を通し利用される方が自己選択、自己決定が出来るよう環境を整えていく。

- ・利用される方に合わせたメニュー（日課）を作成し、「楽しみながら体力の維持及び生活の充実」に努め、豊かな生活を送れるよう支援する。
- ・個別支援計画作成にあたり、利用される方のニーズ（希望）に沿った計画を立てる。
- ・個別支援計画に沿い、目標の実現に向け利用される方を中心とした支援を提供する。
- ・グループ間の協力体制を作り、より良い支援を行っていく。
- ・利用される方のより良い支援を目指し、研修及び勉強会を積極的に行い支援のスキルアップを図る。

活動内容

- ・機能訓練活動：リラックス（リハビリ・フットバス）、散歩、園内歩行、体操、牛乳パック
- ・趣味活動：リズム体操、ドライブ、カラオケ、お楽しみ会
- ・創作活動：個人活動（オブジェ作り・自立課題等）、パック椅子

○すずらんグループ

活動方針

- ・利用される方のニーズを汲み取り、それに合わせた日課を作成し、豊かな生活を送れるように支援していく。
- ・利用者の方の健康状態を把握し、利用者の方に合わせた支援（介護）を提供していく。
- ・グループ間の連携、協力体制を図り支援していく。

活動内容

- ・機能訓練的活動：リハビリ、外気浴、入浴
- ・趣味的活動：フットバス、カラオケ・ビデオ鑑賞
食事会、ドライブ

ショートステイ（指定短期入所事業）

1、事業方針

地域生活を継続するための支援の一つとしてご本人のニーズのみならず、ご家族の急なニーズにも対応出来るように、行政との連携、他事業者との連絡調整を定期的に行っていく。使い勝手の良い柔軟で質の高いサービスを提供していきたい。

2、事業内容

- ・ご家庭で暮らしている方を対象とし必要に応じてサービスの提供をする。
- ・支援をされている方の病気やその他の理由で、家庭で一時的に支援を受けられない方をお預かりし必要な支援等を行う。
- ・必要な期間だけご利用してもらう。
- ・知的障がい限定することなく、利用出来るようにしていく。

3、計 画

- ・2人部屋5室の計10床があり、相談により利用される方の状態や希望に応じてベッドの使用など居室の環境を対応する。
- ・利用期間中の日中活動等については、他の施設利用者の方と同様、本人の状況に応じ配慮して計画を立てる。
- ・行政や相談支援事業者、日中系事業所等と連携し、ご本人の生活の変化を最小限にしたまま利用しやすいサービスを提供する。

4、地域生活支援拠点事業

- ・緊急時の受け入れ先として奇数月（1月3月5月7月9月11月）最大4泊5日の受け入れを対応する。
- ・体験の機会の提供を通じて、障がい者の地域での生活を支援する。

共同生活援助事業

1、事業方針

利用者が地域の中で自分らしく豊かな生活を営めるようにすることを目的とす本人のニーズを理解し、食事の提供、相談、日常生活上の支援を行いながら地域社源との結びつきを強め、社会参加の場を増やしていく。

個別支援計画に伴い、生活されている方がより主体的に生活できるよう支援を行う。

2、事業内容

- ①朝夕の食事作り（土日祝日は昼食も）
- ②日常生活上での介助、相談支援
- ③夜間支援（巡回）
- ④外出・余暇支援
- ⑤安全管理
- ⑥個別支援計画の作成・実施
- ⑦ケア会議・世話人定例会の開催

3、計 画

- ①研修への参加、勉強会の実施
 - ・ 県知障協主催研修会参加
 - ・ 県社協主催研修会への参加
 - ・ 研修会の復命による内部研修
- ②家族との関係の強化
 - ・ 帰省に向けての支援
 - ・ 家族からの協力を得られるように、情報の提供を積極的に行う
- ③地域の資源として、体験の場として利用して頂く。

4、実施事業所

やまぼうし	所在地	茅野市金沢 4 5 2 6 - 6	定員	6 名
はなみずき	所在地	茅野市金沢 4 5 2 6 - 1	定員	6 名

タイムケア事業

1、事業方針

地域生活を継続するための支援の一つとしてご本人のニーズのみならず、ご家族の急なニーズにも対応出来るように、行政との連携、他事業者との連絡調整を定期的に行っていく。使い勝手の良い柔軟で質の高いサービス提供に努める。

2、事業内容

- ・ご家庭で暮らしている方を対象とし必要に応じてサービスの提供をする。
- ・支援をされている方の病気やその他の理由で、家庭で一時的に支援を受けられない方をお預かりし必要な支援等を行う。
- ・必要な期間だけご利用してもらう。
- ・知的障がい限定することなく、利用出来るようにしていく。

3、計 画

- ・相談により利用される方の状態や希望に応じてベッドの使用など居室の環境に対応する。
- ・利用期間中の日中活動等については、他の施設利用者の方と同様、本人の状況に応じ配慮して計画を立てる。
- ・行政や相談支援事業者、日中系事業所等と連携し、ご本人の生活の変化を最小限にしたまま利用しやすいサービスを提供する。

相談支援事業

障がい福祉サービス利用のためだけでなく、ケアマネジメント手法を用いて支援対象者の社会生活上のニーズを把握し適切な社会資源と結び付けていくことを目指していく。また、福祉サービスや社会資源が地域の中に足りない場合はそれらを開発していく事にも取り組みニーズの充足を図っていく。

現在、相談支援事業を利用している方には定期的、且つ支援対象者や家族の状況を踏まえたモニタリングや再アセスメントを行い新たなニーズの掘り起こしにも努めていく。

サービス等利用計画の作成に当たっては支援対象者のニーズを中心とし、意思決定支援や権利擁護、エンパワメントなどの視点を持って進めていく。計画に基づいた支援を実践していくために支援対象者を中心とした支援チームによるチームアプローチを行い、常に複数の支援者の視点を持っていく。

関係市町村、医療、教育など関わる機関との連携に努めると同時に、自立支援協議会、基幹センターとも協働して地域のニーズにも応えていく。

○指定特定相談支援事業

1、事業方針

- ①利用者又は保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めること。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるようにすること。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、提供される障害福祉サービス等が特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立を期すること。
- ④関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、地域に於いて必要な社会資源の改善・開発に努めること。
- ⑤自らその提供する指定計画相談の評価を行い、常にその改善を図るよう努めること。

2、事業内容

○支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）案を作成。
- ・支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・厚生労働省令で定める期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い、

計画の見直しを行う（モニタリング）。

3、対象者

障害福祉サービスを利用するすべての障がい者

○障がい児相談支援事業

1、事業方針

- ①障がい児又は保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めること。
- ②障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるようにすること。
- ③障がい児の意思及び人格を尊重し、提供される障害福祉サービス等が特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立を期すること。
- ④関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、並びに学校関係者等との連携を図り、地域に於いて必要な社会資源の改善・開発に努めること。
- ⑤自らその提供する指定計画相談の評価を行い、常にその改善を図るよう努めること。

2、事業内容

指定特定相談支援事業と同様

3、対象者

障害児通所支援（児童福祉法）を利用するすべての障がい児

○指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

○地域移行支援

1、事業方針

- ①利用者又は保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めること。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるようにすること。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、提供される障害福祉サービス等が特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立を期すること。
- ④関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、地域に

於いて必要な社会資源の改善・開発に努めること。

- ⑤自らその提供する指定計画相談の評価を行い、常にその改善を図るよう努めること。

2、事業内容

地域移行に向けた相談や障害福祉サービス事業所等への同行支援を行う。また、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談。

3、対象者

障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所または入院している障がい者。

○地域定着支援

1、事業方針

- ①利用者が安心して地域生活を営めるよう支援体制、環境作りに努めること。また、地域での生活が困難になった場合に備えた体制を構築すること。
- ②利用者又は保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めること。
- ③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるようにすること。
- ④利用者の意思及び人格を尊重し、提供される障害福祉サービス等が特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立を期すること。
- ⑤関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、地域に於いて必要な社会資源の改善・開発に努めること。
- ⑥自らその提供する指定計画相談の評価を行い、常にその改善を図るよう努めること。

2、事業内容

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などの相談。障害福祉サービス事業所等との連絡調整などの緊急時の各種支援。

3、対象者

施設・病院からの退所や退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方など。また、居宅において同居している家族などが障がい、疾病などのため、緊急時の支援が見込まれない状況にある方。

各 委 員 会

学園での諸問題をより詳しく検討し、今後の学園運営に反映させることを目的としています。

○ボランティア委員会

方 針

地域において、施設が一員となるよう役割を担う。その一つとして、ボランティアを積極的に受け入れ、コンサート等の催し物の場所などを提供する。

又施設が開かれた場所になるよう積極的に地域との交流を図り、ネットワークを広げられるよう努める。

計 画（ボランティア関係）

- ・ボランティアの受け入れ
- ・園内の各行事担当と相談し、必要があれば手配する。
- ・ボランティア名簿の作成及び保守。
- ・ボランティア保険への加入の代行
- ・茅野市社協と連絡を取り合い、研修会等への参加。各種催しへの協力。
- ・ボランティア向けの学園案内書の作成。
- ・施設内でのクラブ活動等幅広く利用者の余暇を支えるボランティアの募集・調整等。
- ・日常生活及び日中活動において、利用者の生活をより豊かなものにするを目的に幅広く募集し調整する。
- ・活動が継続的なものになるように反省会を設定する。

年間計画

- ・金沢地区のサークルや小学校との交流を通して地域との交流を図る。
- ・ボランティアを計画的に募集し、受け入れていく。

○広報委員会

方 針

- ・機関誌

利用者の学園での生活や施設での活動を分かりやすく紹介し、地域の皆さんや保護者、関係機関の方々等に理解を深めてもらう。

また、地域の方々のご意見・ご要望等を頂き、内容の充実を図りながら多くの情報を提供して少しでも関心を持ってもらうことで、利用者の活動の幅を広げ、地域社会への理解を深めていく。

- ・ホームページ

定期的に更新をすることで、より多くの方に学園の活動を理解して頂けるよう新しい情報を幅広く提供する。

また、利用者の日中活動やクラブ活動等を分かりやすく紹介し、活動内容に理解を深めてもらう。

計 画

- ・機関誌年2回発行（8月・3月）
- ・関連団体、施設、保護者等に郵送する。また金沢地区に回覧板等で配布する。
- ・ホームページでは、クラブ活動等随時新しい情報を更新していく。

○食事サービス運営委員会

方 針

- ・利用者の皆さんが満足出来る食事サービスのあり方を検討する。
- ・利用者の皆さんが健康で楽しく生活できるための食事作りを目指し、一人一人の健康状態・摂取機能・嗜好に沿った食事量・食事内容を検討する。
- ・安全で身体に良い食事が提供出来るよう、衛生管理をチェックする。

計 画

- ・年6回開催（5・7・9・11・1・3月）
- ・参加者 利用者代表・栄養士・看護師・支援スタッフ
調理現場より スーパーバイザー・栄養士・調理員

○苦情解決委員会

方 針

利用者や保護者・地域の方々からの苦情や要望をお聴きし、サービス向上のため役立てて行く。

計 画

- ・2か月毎の苦情解決第三者委員会の開催。
- ・苦情や要望の集約と職員へのフィードバック。

○安全管理委員会

方 針

園における安全の確保を守るため、定期的に園内外の見廻り、危険箇所の点検等を行い、必要とあれば改善・修繕をする。

事故報告書・ヒアリハット報告書の分析・再防止に対する対策案をまとめ、職員に周知・徹底させる。

計 画

- ・月1回程度の見回り
- ・月1回程度開催予定
- ・その他、重要課題等が発生した場合は、臨時会を開く。

○研修委員会

方 針

新事業体系に向け、職員の意識向上や知識の修得のために、各部署の要望や必要に応じて、研修の企画や運営を行います。

計 画

- ・研修の希望についての集約。
- ・職員に対して、県・市町村・各組織等の企画による研修についての情報の提供。
- ・必要に応じたタイムリーな学習会等の企画・運営。

ク ラ ブ 活 動

○料理クラブ

方 針

四季折々の旬の野菜や果物を使って、利用者の皆さんが日頃食べたいと思っているおやつ作りを楽しむ。

計 画

春：学園の周りに育っているヨモギを摘んで、ヨモギ団子を作る。

夏：果物を使ってスイーツを作る。

秋：南瓜や芋などを使っておやつを作る。

冬：リンゴなどを使ってスイーツを作る。

○書道クラブ

方 針

書道を通して、日常生活の充実及び地域交流を図る。また基礎から学ぶことで、文字を丁寧に書くことが出来るよう支援する。今後、書の表現力を高め、観賞・理論を通して美的感覚を養い、潤いのある生活が営めるよう支援する。

計 画

- ・毎月最終月曜日に書道教室に参加する。
- ・文化祭及び長野県障害者文化芸術祭等へ出展する。
- ・学園において練習日を設けることにより、復習及び基礎を学べるよう支援する。
- ・地域交流の一環として、作品展を開催出来るような機会を設ける。

○カラオケクラブ

方 針

少人数でゆっくりとカラオケを楽しむ。

計 画

- ・日中活動の中に毎週カラオケが組み込まれているので、クラブ活動としては、好きな人が少人数でゆっくりとカラオケを楽しめるような場にする。
- ・カラオケボックスを利用して、年に6回程度行うように計画する。

○太鼓クラブ

方 針

- 太鼓を楽しみ、余暇時間を充実させる。
- 太鼓を通じて地域との交流を図っていく。

計 画

- ・月に一回を目安として練習を行う。(泉野コミュニティーセンター)
- ・イベント等、発表出来る場への参加
(ちのどんぼん・学園祭・ふれあいの集い・長野県障がい者親睦交流発表会)

○卓球クラブ

方 針

- 楽しみながら卓球を行い、大会に出場する。

計 画

- ・ボランティアと連絡調整し、月に一回を目安として学園体育館にて練習を行う。
- ・大会に参加できるよう連絡調整を行なう(サンスポート・サンアップル・諏訪地区・県障害者スポーツ大会など)。
- ・定期的に器具の整備、備品の補充を行う。

○バドミントンクラブ

方 針

- 余暇時間を充実させるための活動の一つ。バドミントンを通じて、身体を動かすことの楽しさを知り、加えてその技術向上を目指すことを目的とする。

計 画

- 障害者スポーツ支援センター「サンスポートまつもと」主催の「何処でもスポーツ運動教室」に参加させて頂く。
- 月1回を目安に、指導員の方に学園に来て頂き、指導・支援をして頂く。
- サンスポートまつもとの方に来てもらえない時は、クラブ担当職員が練習の計画実施を行うようにする。

自 治 会

1、方 針

利用者が自主的に学園を楽しく充実したものにするため、利用者本人たちの意見要望を尊重し、積極的に取り入れて行く。

なるべく、自分たちから積極的に会を開いていき、又学園生活に利用者の意見・要望が反映出来るように支援していく。

今後は、利用者本人が企画・運営した行事が出来るような運営をしていく。

2、計 画

- ・ 行事担当者から計画の段階でいくつか案を出してもらい、自治会にかけて利用者の意見として支援スタッフ会議に出す。
- ・ 行事後、早いうちに反省を出す。
- ・ 月1回開催を予定しているが、利用者や職員からの要請によっては随時行う。

平成31年度 組織図

